

## コラム 自己放任（セルフネグレクト）

「高齢者虐待防止法」上の定義からは外れますが、虐待の種類と考えてよいものに、「自己放任」（セルフネグレクト）があります。元々虐待（アビューズ）と介護などの放任（ネグレクト）とは、言葉に違いが見られるように、虐待は身体的、言語的手段あるいは経済的搾取によって高齢者に深いダメージを与えるのに対し、介護などの放任は、介護などを必要としている高齢者に十分な介護を行わないことによって高齢者を非人間的な生活状況に至らしめるという性質の違いがあります。しかし、高齢者の尊厳を傷つけることは同じですので、便宜的に放任を虐待の一種と整理します。

自己放任とは、放任の一種と考えられます。大きな特徴は、虐待する者が存在せず、高齢者自身が自己を放任状況に追いやる主体者となることです。つまり、自己放任とは、自己の身体的、精神的健康の維持にとって、不適切又は不十分な衣、食、住及び受療ケアの各生活などの生活状況に追い込み自己の生命や健康に悪影響を及ぼす状況と定義付けることができます。

このタイプを重要視しなくてはならないのは、特に一人暮らしの高齢者が、こうした生活実態に至る可能性が高いことです。厚生労働省の国民生活実態調査から、毎年1日

単位で平均800人前後の一人暮らし高齢者が全国で誕生している状況を考えますと、都市部や過疎地区にも見られる単身高齢者の尊厳問題にも社会的関心を持つことが必要です。

自己放任を発見する場合、参考となるサインや兆候は次のとおりです。

- 脱水症状、栄養失調、未治療又は受診を必要とする不適切な医療状況、あるいは劣悪な不衛生状況
- 居住設備状況（危険な配線設備、ガス水道などの屋内設備の不備又は無設備、暖房設備の不備又は無設備など）
- 不衛生又は不潔な生活住居（動物やクモ、ムカデなどの害虫、機能しないトイレ設備、糞や沈殿物、尿臭など）
- 不適切又は不十分な着衣状況、必要な医療補助具（眼鏡、補聴器、入れ歯など）がない。
- ホームレス状況

なお、介護サービス関係者から、自己放任の状況にある高齢者がいるという報告をよく聞きますが、実態調査は行われておりません。

今後、早急に実情把握に努めることが期待されています。

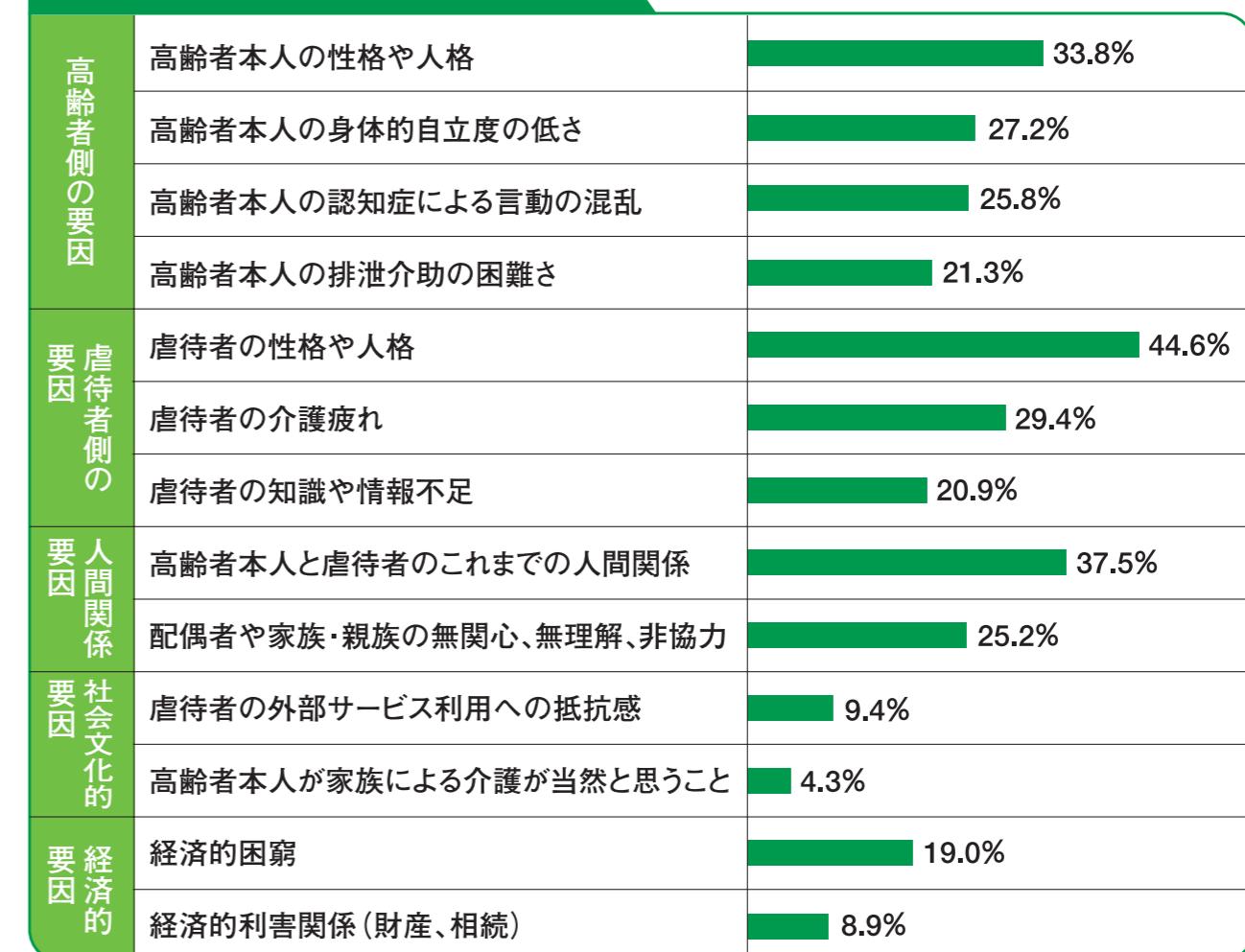
## 主な発生要因

高齢者虐待がどのような要因によって発生するか、そのメカニズムを解明することは非常に困難です。高齢者などに直接会って聞き取り調査を行うことは現状では不可能に近い状況であり、日ごろ居宅の高齢者に介護サービスを提供している介護従事者からの間接調査に頼らなければならないのが現状です。しかし、今日まで明らかになってきていることは、単一の要因で虐待が発生するよりは、複数の要因が重なって発生する場合が多い傾向が見られることです。

以下のグラフは、「平成16年度静岡県高齢者虐待実態調査」で、虐待の発生要因と思われる内容です。大別しますと、①高齢者側の要因、②虐待者側の要因、③人間関係要因、④社会文化的要因、⑤経済的要因に区分できますが、これらの要因が複合的に絡み合って発生すると考えられます。

### 主な発生要因

（複数回答）



出典：静岡県健康福祉部長寿健康政策室「平成16年度静岡県高齢者虐待実態調査」